慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	新資料 槙村正直宛書翰について
Sub Title	
Author	西澤, 直子(Nishizawa, Naoko)
Publisher	慶應義塾福澤研究センター
Publication year	1995
Jtitle	近代日本研究 Vol.12, (1995.) ,p.247- 259
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-19950000-0247

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

近代日本研究第十二巻（一九九五年）

新資料　槙村正直宛書翰について

西澤直子

一、槙村正直と福澤諭吉

一九九四年福澤研究センターは、三通の槙村正直宛福澤諭吉書翰および槙村宛朝吹英二書翰を京都の書店より購入した。槙村は長州藩の出身で、明治元年京都府に出仕、以後権大参事・大参事・参事・知事を歴任し、地方官として十三年もの長い間、京都の行政に強い影響力をもった人物である。

今まで福澤の槙村宛書翰は、『福澤諭吉全集』に一通が報告されているのみであった。それは明治十四年（カ）三月三十一日付で、仕事で京都に赴く知人に対して京都事情に関する教示を頼んだ内容である。[1] 但し二人の交流を示す資料は何点かあり、明治七年一月四日付の荘田平五郎・名児耶六都宛書翰では、京都慶應義塾の設立運営の件に関して槙村と相談するように述べ、「此人は兼て私の知己所謂役人はだにあらず、実著頼むべき人物なり。我社中の思ふ所は何も打明け御相談可被成」と槙村に信頼を寄せている。[2]

また『福澤諭吉全集』には福澤宛槙村の書翰と電報も各一通掲載されており、そこからも交流が窺われる。内容はいずれも、福澤が依頼した木綿布地の斡旋に関する件で、サンプルを送ったがどうかという問い合わせである。福澤は「婦人に相当すべき職業なき」を憂い、和洋裁や洗濯、洗い張りなどの仕事を与えようと衣服仕立局を作ったが、その際使用する布地の仕入について槙村に相談したらしい。[3]

これらの資料をみると、槙村は京都府在任中教育政策と勧業政策で知られた人だが、福澤との接点もそこから生まれた

ようである。今回の新資料にも、やはり教育と勧業という二つの面でのつながりが、はっきりと現れている。以下各々の書翰に検討を加えながら、二人の交流を明らかにしたい。

二、新資料について

その一　明治五年七月十二日付書翰

大暑難凌益々御清安
奉拝賀私義本月
六日中津出立昨十一日
神戸着十五日同港
ゟ出帆帰府之積先般
出京之節ハ毎々得拝話
学校拝見難有奉存候
其後益々御盛之義ニ可有之
日夜所祈候私中津
帰留中大分県
参事森下氏ゟ
書状さし越同県学校
之義ニ付相談いたし度
旨申参候ニ付先方へ
参り四五日滞留
大略仕組いたし候
其法ハ全く京師
学校之規則ニ依り
唯皇漢の書籍
を全く廃したる
のミ訳書而已ニ而は
些不自由ニ候得共
既ニ無益の書と見る
上ハ人心を一新
する為メニ者丸で
打止メ候方却而
可宜見込ニ而断然
漢籍を廃し
申し候何れ当
八九月頃より
開校之積り就而は
片仮名の国史略
其御学校ニ而彫刻
相成候ハヽ大分県
江御廻し相成候様
仕度尚本県より

可申上奉存候
素本国つくしも追々
彫刻出来候よし
留主宅ゟ申参候
帰府之上ハ模様
可申上奉存候其外
都而訳書之直下ケ
いたし候積り追々
売捌盛相成候上ハ
直段も下ケ可然
義と奉存候右要用
而已申上度取込中
早々如此御座候
頓首
七月十二日　福澤諭吉
神戸
槙村様

この書翰は冒頭に、中津への途中京都に立ち寄った際、学校を見学させてもらったことへの御礼が述べられており、日付に「神戸」とあって七月に神戸にいることからも、明治五年に書かれたものと判明した。

本文では、中津で大分県参事の森下景端から諮問をうけ、学校制度について概要を定めたことが書かれている。ここからは次のことがわかる。

福澤は大分県民の就学奨励のために、明治四年末まず「縣庁よりさとしの文」（中津市立小幡記念図書館蔵「見聞雑記」所収「縣内士民江告諭文」）を書き、それを一般向けに改めて『学問のすゝめ』初編を執筆、さらに旧藩主奥平昌邁の名で「中津市学校之記」を記し、翌五年六月『学問のすゝめ』の趣旨を要領よくまとめて「大分縣人民へ布告文」を書くと共に、「学校取建の仕組」と「課業表」を作成した。この間の事情については、佐志傳「福澤最古の訳稿『經始概略』等について」（『近代日本研究』第六巻、一九八九年）および多田健次『日本近代学校成立史の研究――廃藩置県前後における福澤諭吉をめぐる地方の教育動向』（玉川大学出版部、一九八八年）に詳しいので、そちらを参照されたい。

この書翰ではその最後に出来上がった「取建の仕組」と「課業表」について述べている。「其法ハ全く京師学校之規則ニ依り」とあることから、福澤が京都の制度を模倣したことがわかる。[4] しかし続いて「皇漢の書籍を全く廃したる」と述べており、福澤は自己の考えで改良を加えている。京都府と大分県の「課業表」、いわゆるカリキュラムを比べてみると、福澤の言うように大分県では漢籍が一切省かれ、京都では組

み込まれていた五経・孟子・論語などが排されている。その理由について福澤は、「既ニ無益の書と見る上ハ人心を一新する為メニも丸で打止メ候方却而可宜」と述べている。また彼は京都府の「課業表」が「句読」「譜誦」「習字」「算術」の四科であったのに対し、大分県では「原書」を加えて、ほかの四科「訳書」「譜誦」「手習」「算術」とあわせ五科としている。「原書」で学習する具体的な内容は、一等で「地理書」「万国史」、二等で「文典会読」「博物階梯」「第二リードル」、三等で「文典素読」「第一リードル」となっていた。京都府のプランに対し、漢籍を一切除いて「原書」学習を加えたところに、福澤の理想とする学問のあり方が表れているといえる。

福澤は続いて、大分県での学校開校に際して、京都の学校で印刷した「片仮名の国史略」を送ってくれるよう依頼している。大分県の「課業表」をみると、三等の「訳書」に「片仮名大日本国史略」があげられている。「国史略」は神代から天正十六年（一五八八）四月後陽成天皇聚楽第行幸までが書かれた編年体の歴史書で、文政九年（一八二六）に刊行された。登場する主要人物の略歴著作などの注記も付いた青少年向けの書物であるが、漢文で書かれていた。前述のように漢籍は不必要と考える福澤は、京都で片仮名版を刊刻することを知り、送付を依頼した。京都府の「課業表」では三等の「句読」に「国史略」があげられており、特に片仮名とは断っていないのに対し、福澤が「片仮名」と断り「訳書」の中に入れているのもその考えのためであろう。

この書翰ではさらに、福澤は著訳書の出版について、「素本国つくし」がそろそろ出来あがること、たくさん売れれば値段を下げるのは当然のことだから訳書の値下げを考えていることを述べている。「課業表」によると「国つくし」は、京都府では四等の「句読」に「世界国尽」が、大分県では四等の「訳書」に「大全世界国尽」、五等に「素本世界国尽」があげられている。他にも京都府および大分県の「課業表」には、「西洋事情」「学問のすゝめ」「童蒙教草」「世界国尽」「究理図解」などの福澤の著作や、「地学事始」「生産道案内」「英氏経済論」「博物新篇」「天変地異」といった慶應義塾関係者の著作が並んでおり、それらのすべては慶應義塾出版局で発行している。

その二　明治六年一月二十七日付書翰

拝呈益々御清安被成候儀
奉拝賀陳ハ此度私
骨肉之姪中上川彦次郎
外壱人旧延岡藩士四谷
純三郎と申者神山県

学校へ被雇罷越候ニ付而者
京都之学校一見致度
其旨私ゟ相願呉候様申聞
候間途中其御地江
立寄候ハヽ御手数恐入候
得共御掛之衆々江
御一命被下諸学校
拝見奉願候右ハ両人
之頼ニ付添書一筆
如此御座候

頓首

一月廿七日　福澤諭吉

槙村様

尚以学校も益々御盛之義
奉拝賀私之翻訳書も
毎度申上候通り製本
間ニ合不申実ハ表紙
仕立ニさし支候義ニ付此度
ハ少し新工夫を以て表紙
製造局相開き書籍仕立
一切手前ニ而いたし候積り
第二月朔日ゟ毎日一千
乃至二千冊之書ハ出来候
仕組相整申候二月中旬
より京坂へ書籍沢山
相廻し幾万冊ニ而も
御間ニ合せす申候尚又
大坂京都へも私方之
製本所相開候積り
取掛居申候毎度申訳
而已いたし候様御座候得共
此度ゟ始而盛大ニ翻訳
書を仕出し候手続相成
候義実ハ東京ニ而これ
まで多分之製本いたし候
事無之僅ニ壱弐万
部の書を製し候而も
諸品共直ニさし支
右之不都合此度ハ旧風
之職人を頼まず少し
斗りの器械ニ而表本
も製造出来申候間必ス
御違約ハ不致積りニ御座候

右之段不悪御承引
可被下候

この書翰は中上川彦次郎と四屋純三郎を紹介するために書かれたものである。文中二人が「神山県学校へ被雇罷越候」と書かれている。神山県は明治五年六月二十三日に宇和島県から変わり、翌六年二月二十日には愛媛県に変わってしまっている。また『中上川彦次郎先生伝』に神山県の宇和島・大洲両学校に招かれた際の雇入契約書が掲載されており、赴任は明治六年一月となっていることからも、この書翰が明治六年一月二十七日に書かれたことは確実である。(5)

中上川彦次郎は福澤の姉於婉の長男で、明治二年から慶應義塾に学び、四年中津市学校開校にあたって教師として赴任したが、翌五年末には任務をおえて東京へ戻った。四屋純三郎は日向延岡の出身で、「慶應義塾入社帳」によれば明治四年二月に十六歳で入学した。慶應義塾法律学校の入社帳にも、明治七年十一月に二十歳で入学した記録があり、神山県から帰京後法律学校へ再び入学したのであろう。但しいずれも「四屋」純三郎となっており、入学に際し延岡藩から提出された書類にも四屋となっているので、四谷は福澤の書き誤りである。

雇入契約書によれば、中上川と四屋は「神山県下宇和島、大洲両所の学校へ英書授読のため」招聘された。期間は一年間である。幕末から明治初期にかけて、慶應義塾は英学教師の供給元になっていて、各地の洋学校・英学校から多くの要請を受け教職員を派遣していた。しかし一年間の赴任が多かったようで、後任者があるないにかかわらず一年間の任期に変更のないことが明示されている例もある。(6) それは、慶應義塾から派遣される教師にもとめられるものが、英学の教授そのものというよりも教授法や学校運営等の基礎作りにあったということである。派遣する側の福澤もまたそこに目的があった。中上川と四屋の契約書にも「授読の法其他授読に関係する事件は学校執事と四屋純三郎、中上川彦次郎相談の上取極め可申事」と定められてあり、この書翰にみられるような京都での学校視察が計画されたのも、着任後の諸事参考のためであろう。恐らく福澤が勧め、紹介の労をとったと思われる。

この書翰の追伸は非常に長い。内容は出版事業についてで、いつも製本が間に合わず困るため、「表紙製造局」を設け「書籍仕立一切」を自分の手元で行なえるようにすることを述べている。それにより（明治六年）二月一日から一日一千から二千冊の製本が可能になり、ゆえに上方へも沢山の書籍を送ることができ、また京都大坂でも製本所開設を計画していること、これからは本格的に翻訳書の刊行にあたり、能率

アップのために旧態然とした職人ではなく機械を入れたので、違約なく本を供給できることなどが述べられている。

福澤の出版事業は、彼の住居の一部と土間を作業場として始まり、明治四年三月慶應義塾が三田旧島原藩邸跡に移転した際には印刷工場が設けられた。(7) 更に拡充され、この書翰によれば明治六、七年には「書籍仕立一切」が行なえる施設が出来上がることになる。福澤諭吉自筆の金銭出納帳「総勘定」の「明治六年酉一月十五日総勘定」元手の項目に、「同（十一月三十一日〆切）五千二百七拾六両七貫四百六拾四文　製本所元入」「一月十四日貳百両　同断」の記録があり、書翰の内容とつきあわせれば、明治五年の終わりから翌六年にかけて製本所の増設が行なわれたことがわかる。(8) 大坂京都の製本所については詳細は不明である。

その三　明治十一年五月二十七日付書翰

其後ハ無申訳御無音御海容
可被下候陳ハ此度丸屋善八
仕立局高橋岩次と申者其
御地おいて製産之織物一見
品ニ由てハ少々仕入度就而者
其筋へ御一聲相願度との
義御用繁之御中恐入候得共
宜敷奉願候此者ハ小生之旧同
藩士性質実直近日ハ士族
ながら商売之方も少々慣
れ先々壱人前之仕立局丈ケハ
支配いたし居候何分ニも宜敷
御□□奉願候〇此度通貨論
一編発兌丁度今日製本
出来候ニ付一部拝呈仕候御閑暇
之節御一覧も被下候ハヽ
難有奉存候右願用旁
申上度早々頓首

五月廿七日福澤諭吉

槙木先生侍史

この書翰は前二通とは異なり、商業に関するものである。丸屋善八仕立局の高橋岩次を紹介し、織物の仕入れに際し仲介の労を取ってくれるよう頼んでいる。書翰の年代は後半に書かれている「此度通貨論一編発兌」から明治十一年であることがわかる。宛名の「槙木先生」は槙村の書き誤りであろう。

前述のように、福澤は明治五年に慶應義塾仕立局を開いた。

八月に準備を開始し、九月開業。しかし十月下旬には丸屋商社への譲渡が決定し、十一月には移管された。福澤が書いた広告文「慶應義塾衣服仕立局開業引札」によれば、「婦人に相当すべき職業なき」は悪弊をもたらすので「せめて我慶應義塾の社中丈けには一人として斯る無頼の婦人あるべからず、仮令ひこれあらんとするもこれを防がざるべからず」として、「中等以下世間の日用に適して事実に便利なるものを主」に注文があれば「上等の品」をも作る計画で、担当者は旧中津藩士の高橋岩次であった。[9] 高橋は十一月に仕立局が譲渡される際共に移り、丸屋商社へ入社した。

木綿布地の斡旋に関する福澤宛の槙村書翰および電報が存在することは先に述べたが、それらはこの仕立局が使用する布地の買い入れについて福澤が槙村に相談したことに対する返事で、まず（明治五年）十月晦日付で書翰と見本が送られて来て、福澤が返事をしなかったので、再び十一月二十四日に電報が来た。しかしその時には、十一月二十三日付で一切が丸屋商社へ譲渡された後だったので、福澤は早速高橋に手紙を書き、槙村に返事をするよう依頼した。[10]

今回の書翰は、その後移管と共に丸屋善八仕立局に移った高橋が京都で布地の仕入れをしたいと言うので、それについての斡旋を頼んだものである。「性質実直近日ハ士族ながら商売之方も少々慣れ先ツ壱人前ニ仕立局丈ケハ支配いたし居候」と人物を保証した、添状のようなものになっている。高橋は明治五年の電報の返事を書いたので、槙村は高橋を知っているようにも思ったのだが、福澤は高橋に返事を依頼する際「彼方も槙村より直に申参候義にも無之間、代筆にて不苦」といっていることから、明治五年のときはあくまでも代筆であったのだろう。

槙村は熱心に勧業殖産に取り組んだことで有名である。明治三年七月当時権大参事であった槙村が、知事および大参事の了解を得て右大臣三条実美に上申した「京都府施政大綱」には、京都復興のための政策として、筆頭に「京都市中ヲ挙テ職業街トシ、追年、諸器械ヲ布列シ専ラ物産ヲ興隆ス可キ事」をあげている。[11] 京都博覧会の開催と常設化にも積極的に尽力しており、福澤から来る布地仕入れに関する依頼は、槙村側にとっても歓迎すべき話であったであろう。

その四　明治七年九月八日付書翰

（槙村正直宛朝吹英二書翰）

尚々当方々献上と御披露之儀ハ
堅く御断申上候

近来ハ御疎□罷過候処
弥御壮栄奉敬賀候陳ハサル
ゼント氏第三リードルと申

訳書昨春発閲之節少々
見込を以て製本致置候処
世間此書ニ類し候もの多
く且表題原名之故歟売
捌方不宜多分脊追こみ
ニ相成只今ニ而は反古同様
目方ニ而売払候外無之乍
併折角製本も致し勿論
さまてつまらぬ書ニも無之
もの徒ニ紙屑屋へ売渡
候も残念之至り幸ひ
御府下数ヶ所之学校有之
候事故御手元迄差出生徒
御検査之節御褒賞物之
内へ御加へ被成下候様相願
度此節三百部程差上
候間可然御取斗可被成下候
府庁抔ニ献物致候得は所謂
海尾を以て鯛を得るの
山業と云う事も可有之歟な
れ共決而左様之訳ニは無之
全く前断之有様当方庫
隅之長物無益なからも漉
替の資手と致候外無之もの
なれ共御使用を蒙り
生徒之眼を煩さば亦少しハ
勧善之助ニも可相成歟との
志願ニ御座候不悪御承引
御受納被成下度奉頼候此本
は大坂店ゟ差上候様申遣置
候間不日着可仕是又
御承知可被成下候
右申上度愚札を呈し候
恐々頓首

九月八日　慶應義塾
出版社
朝吹英二

槙村様
閣下

この書翰は、慶應義塾出版社（明治七年初頭出版局から出版社となった）の出版物に関するものである。「サルゼント氏第三リードル」という訳書の出版部数の見積りを誤り多量に売れ残ってしまったが、紙屑屋へ売るにはもったいない書

物なので、三百部程寄贈するから府下の学校で「御検査之節」の「御褒賞物」にしてほしいと述べている。文中に同書が「昨春発兌」とあり、「サルゼント氏第三リードル」は明治六年四月に松山棟庵の訳で発行されていることから、この書翰は明治七年に書かれたことになる。松山は同書について、その序に「世ノ善人物ニ触レ事ニ臨テ其愛心を発動セシ事跡ヲ載タルモノ多ケレハ」「幼童女子ニ解シ易キ者ヲ抄訳シ僅カニ一書ヲ成セリ」と述べており、内容は逸話集で修身あるいは道徳の教科書といった感じである。しかし朝吹のいうように同様の書が多かったせいか原名のままの表題であるせいか、思ったほど売れ行きがなかった。大分県の「課業表」をみると「原書」にも他にも「第一リードル」「第二リードル」しか載っておらず、大量の購入も望めなかったのであろう。

また文末には「此本は大坂店ゟ差上候」とあり、明治七年九月には大坂支店が出来ていたことがわかる。この支店(『慶應義塾百年史』では出版社の大坂出張所となっている)が、単なる売捌き店なのか製本設備などが整ったものであるかは不明だが、前掲の書翰その二に「大坂京都へも私方之製本所相開候積り取掛居候」とあり、製本所などが付属している可能性が高い。従来出版事業については「明治六―七年ごろは営業が隆盛をきわめたときで、……一カ年の純益は約七万円にも達したことがあった」といわれており、それで事業拡張が行われたのであろう。しかしこの書翰によれば必ずしも「同社出版物は非常な売れ行きを示した」訳ではなく、見込み違いもあったことがわかる。(12)

三、京都の学校制度と慶應義塾の出版事業をめぐって

これら新資料の書翰からは、福澤と槙村との親交が、槙村の教育政策や勧業政策と関連して深まっていることが知れた。特に京都の学校制度は福澤に大きな影響を与えていた。最後に書翰に書かれている二人の交流を通して知りうることができた、京都の学校制度に対する福澤の考えと、教科書出版社としての慶應義塾出版社の存在について論じておきたい。

1　京都の学校制度への評価

福澤は、学問こそが開化を助け一身独立、ひいては一国に自由独立をもたらすと考え、学問奨励の告諭文を書き、また「学問のすゝめ」を執筆した。そして慶應義塾の運営や中津市学校の設立などからもわかるように、学校教育による啓蒙に大きな期待を寄せていた。そんな折り、明治五年に福澤は、前年に出来た中津市学校を視察するため故郷中津へ向かう途中、京都に立ち寄り小学校を見学した。京都の学校制度は、

福澤を大いに満足させるものであった。感銘をうけた福澤は「京都学校之記」を記した。その書に曰く「民間に学校を設けて人民を教育せんとするは、余輩積年の宿志なりしに、今京都に来り、はじめて其の実際を見るを得たるは、其の悦び、恰も故郷に帰りて知己朋友に逢ふが如し」[13]。

福澤が京都の学校制度に感銘を受けたことは、初代山口県令中野悟一の日記にもみてとれる。明治五年五月十八日の項に、山口県権参事久保断三が大坂で福澤に面会した時の記述がある。福澤は久保に「いつれ学校を盛ニスル外、開化之道ナシ」と述べ、「山口県ヨリ是非建言アリタシとて其案を起草シ投」じ、「学校を盛ニスル外ニ、決而急務ナシ」と主張すると同時に、京都の学校制度について語ったようで、中野は「西京は大ニ政教行届き、物産も大ニ繁盛セシと之事。又中学校四ヶ所小学校六十四ヶ所を設タルヨシ。福澤此学校ノ記を書ス。実妙文、玉をまろばすごとし」と記している[14][15]。最後の部分から久保が「京都学校之記」を持ち帰り、中野も読んだことがわかる。福澤が執筆したのが五月六日で、中野が日記に記しているのが十八日であるから、福澤はすぐに写本をつくるなり印刷するなりして、流布させようとしたのだろう。京都の学校制度に非常に感銘を受けた福澤が、すぐに「京都学校之記」を著し、それを広めることによって、京都のような学校制度が普及することに努めたと考えられる。中上川や四屋を学校見学に立ち寄らせている事実からも、京都式の学校制度に対する福澤の期待が窺われよう。

では福澤は京都の学校制度の何処をよしとしたのであろうか。京都では町の連合組織である「町組」が存在した。明治維新後改編され、一番組から三十三番組まで各三十三組となる。小学校はこの番組ごとに一校ずつ設置され、そのため番組小学校とも呼ばれた。（但し小学校は全部で六十四校であり六十六校にならないのは、二組共同で設立した地区が二ヶ所あったためである。）

「京都学校之記」を読むと、福澤はこうした学区制度や、具体的な教育内容、つまり翻訳書を取り入れた教科学習のたてかたや、筆道師・句読師・算術・巡講師を置く教授陣のあり方など、学校経営全般にわたって京都の方法を賞賛している。そしてその制度下での就学状況と、通学者の現状にも満足のいく結果が出ていることに感銘を覚えるのである。

しかし最も評価すべきとしたのは、その運営方法であろう。京都では「小学校の費用は、初これを建つる時、其の半を官よりたすけ、半は市中の富豪より出して、家を建て、書籍を買ひ、残金は人に貸して利足を取り、永く学校の資と為す。又、区内の戸毎に命じて、半年に金一歩を出さしめ、貸金の利足に合して永続の費に供せり。但し、半年一歩の出金は、其の家に子ある者も子なき者も一様に出さしむる法なり。金

銀の出納は毎区の年寄にてこれを司り、其の総括を為す者は惣年寄にて、一切官員の関はる所にあらず。」となっていた。いわば町民の手による運営がおこなわれていたのである。毎半年各戸に一歩ずつ出させるのは官の命令によるが、用いる権利は「全く年寄の手」にあり、故に教師も「官員にあらず。市井に属する者」である。金は官の手によって集められても運営は民間によるべきで、「学校は公私中間の者に定め、学識ある者は才力を費し、金ある者は金を費し、双方互に相助て教化を広くすべきなり」は福澤の持論であった。京都の学校制度における費用負担のあり方は「ウエーランド氏経済書中の説に暗合せるもの」であると述べていることからも、彼が高い評価を与えたことがわかる。福澤が「京都学校之記」によって広めたい学校制度の重要なポイントであろう。

2　教科書出版社としての慶應義塾出版局

すでに見たように、京都府や大分県では慶應義塾出版局発行の書籍が、数多く教科書として使用されていた。この二県以外でも、福澤や慶應義塾関係者の著作が教科書として使用された例は多い。福澤は、大分県の「課業表」を作ったその一、二カ月後の明治五年八月頃に、福澤屋諭吉の屋号で明治二年から開始した出版事業を、拡大して慶應義塾出版局とした。「学校を盛ニスル」ことを考えている同時期に、出版局の拡充を行っていることは興味深い。[16] 特に第二番目の書翰で、これから本格的に翻訳書の出版を開始するとしている点は注目される。教科書出版が彼の出版事業の大きな柱の一つになっていたことがわかる。学校教育の振興と不可分の関係として、教科書として使用すべき書物の出版に力を入れたのである。教科書の出版は、各地の学校教育の高まりと共に、また需要も増し、更なる拡張が可能になっていったと考えられる。（但し、事業は成功ばかりとはいかなかったことが、最後の朝吹の書翰からいえる。）

四、明治十年代以降の交流について

福澤と槙村の交流について、例えばいつ頃までどのようなかたちで続いたのかなどまだ不明な点は多い。今回の新資料は既知の書翰より前に書かれたものばかりなので、明治十四年以降の交流は依然未詳である。

槙村は京都府知事辞職後、元老院議官となった。槙村が京都府在任中ひきおこした司法省との軋轢や小野組転籍事件については、中央集権に対する地方自治意識の問題ではないかとの指摘もなされてきた。元老院議官就任後の槙村は、明治十年代後半から二十年代にかけて地方自治制度をめぐる論争の渦中となり、三新法体制確立の一翼を担うことになる。福

澤もまた、明治十年の「分権論」執筆以来地方分権に関心をよせていた。槙村と福澤の交流は、明治十年代以降になると、教育や勧業の問題だけでなく、それらと密接なつながりをもつ地方制度のあり方をめぐっての意見交換というかたちでも存在すると想像されるのだが、何分資料に乏しい。今後の新資料を待つのみである

注

(1)『福澤諭吉全集』岩波書店、一九五八―一九六四年（以下全集と略す）第十七巻四四五ページ。全集では槙村は「このとき京都府知事」となっているが、十四年一月にはすでに辞職している。

(2) 全集、第十七巻、一六一―一六二ページ。

(3) 書翰は全集、第十七巻、一四二―一四三ページ。

〔慶應義塾衣服仕立局開業引札〕全集、第十九巻、三八六―三八八ページ。

(4) 従来から京都府との類似は指摘されてきた。多田氏は前掲論文のなかで、福澤が「京都府の課業表に心うごかされたのであろうか。……槙村らが直接福澤から、小学校の教育課程に関するアイディアを吸収したとかんがえることも、もちろん可能である」として『京都府教育史』の「（京都府の課業表は）どうも福澤諭吉の意見が加わってゐるらしく思はしむる色が濃い。それは翌五年六月福澤が大分県の依嘱により作った小学課業表と余りに之が似てゐることでも推せられるが、それも福澤が全く模倣したと見ればそれまでである。」という意見を引用している。多田論文三〇六―三〇　九ページ。

(5) 中朝会中上川先生伝記編纂委員監修『中上川彦次郎先生伝』中朝会蔵版、一九三九年　四〇七―四〇八ページ。

(6)『慶應義塾百年史　上巻』慶應義塾、一九五八年、五六七―五七二ページ。

(7) 長尾正憲『福澤屋諭吉の研究』思文閣出版、一九八八年、二四三―二四四頁

(8) 全集、第二十一巻、七ページ。

(9) 前掲〔慶應義塾衣服仕立局開業引札〕。

(10) 全集、第十七巻、一四二―一四三ページ。

(11)『京都の歴史8　古都の近代』学芸書林、一九七五年、四四ページ。

(12) 前掲『慶應義塾百年史　上巻』、六〇二―六〇三ページ。

(13) 全集、第二十巻、七七―八一ページ。
但し本論では京都教育委員会校訂本（一九九四年刊行）を用いた。

(14) 田村貞雄校注「初代山口県令　中野梧一日記」マツノ書店、一九九五年、一五六―一五七ページ。

(15) 福澤が山口県に与えた建言案は、いまのところ詳細が不明である。福澤研究センターに、包紙に「山口県エ相送り候下書角大属出倉之節持参致候」と表書きのある資料が所蔵されており、内容は山口県権参事久保久清・参事中野茅長連名の資料請求依頼状と中津市校洋学出金方法（を記したもの）・中津市校洋学生費用之記である。「出金之方法並告諭書共詳細致承知度」との要請で、旧中津県（当時は小倉県下）の官吏が小倉出張の際持参したらしい。しかし依頼状の日付は「壬申正月」となっておりこの一件の前のことである。

(16) 全集、第十七巻、一一一ページ。

（にしざわ　なおこ　福澤研究センター嘱託）